

規制の事前評価書

政策の名称	輸入加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差益の徴収措置の新設	
担当部局	農林水産省政策統括官付 地域作物課 電話番号：03－3502－5963	
評価実施時期	平成28年 1 月	
規制の目的、内容及び必要性等	○ 規制の目的 ＴＰＰ協定の実施により生ずる砂糖の輸入に係る事情の変化に対応し、海外から輸入される加糖調製品（ココア粉等、砂糖と砂糖以外の物（ココア、コーヒー、粉乳等）の混合物等のこと。）と砂糖の価格調整措置を新たに導入し、国内において甘味資源作物（砂糖の原料であるてん菜及びさとうきびをいう。以下同じ。）と国内産糖（甘味資源作物を原料として国内で製造される砂糖をいう。以下同じ。）の安定生産及び供給を図ることで、国民生活の安定に寄与することを目的とする。 ○ 規制の内容 輸入加糖調製品につき輸入申告をする者等は、当該輸入加糖調製品を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に売り渡すものとするとともに、機構は、その売り渡しをした者に対し、当該輸入加糖調製品を売り戻すものとし、この売買差益（以下「調整金」という。）を利用して、甘味資源作物の生産者及び国内産糖の製造事業者の支援に充てる。 ○ 規制の必要性 加糖調製品については、平成２年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にあるが、現状では、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「糖調法」という。）に基づく砂糖との価格調整が行える仕組みとはなっていない。（現行の糖調法では、砂糖の内外格差の調整、異性化糖（シロップ等、ぶどう糖と果糖が混合した液糖のこと。）と砂糖の価格調整措置が定められている。） このような状況の下で、今般のＴＰＰ交渉の結果、加糖調製品について新たに関税割当枠を設定することとなり、加糖調製品の輸入量が更に増加し、安価な加糖調製品による砂糖の需要の浸食が更に進行することで、制度の安定運営に支障が生ずることが懸念される状況となった。 このため、ＴＰＰ協定の実施に伴い、制度の安定運営を図るため、輸入加糖調製品から調整金を徴収し、これを財源として、輸入に係る粗糖の機構の売戻価格を引き下げる（調整金を軽減する）ことで、砂糖と加糖調製品の価格差を調整し、引き続き、甘味資源作物の安定生産、国内産糖の安定供給ができるよう措置する必要がある。	
	法令の名称・関連条項とその内容	○ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第２章第３節（輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置） ○ 独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第５号ハ（輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務）
想定される代替案	【代替案】輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務について、機構ではなく、農林水産省が実施する。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	【本案】 ○ 輸入申告者と機構の加糖調製品売買に要する費用 ○ 調整金の管理に要する費用	【代替案】 ○ 輸入申告者と農林水産大臣の加糖調製品売買に要する費用 ○ 調整金の管理に要する費用

	(行政費用)	【本案】 ○ 既存の調整金徴収のためのシステムに輸入加糖調製品を加えるための改良費用 ○ 既存の売買業務のためのガイドラインに輸入加糖調製品を加えるための改良費用 ○ 調整金の徴収に要する費用 ○ 制度改正内容の周知に要する費用 等	【代替案】 ○ 調整金徴収のためのシステムを新規に構築するための開発費用 ○ 売買業務のためのガイドラインを新規に構築するための開発費用 ○ 調整金の徴収に要する費用 ○ 制度改正内容の周知に要する費用 等
	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし
規制の便益	便益の要素		代替案の場合
	【本案】 ○ ベースラインは、「輸入に係る加糖調製品の砂糖との価格調整を実施しないこと」となる。 ○ 現行制度下においては、輸入粗糖から調整金を徴収する（輸入粗糖の価格を引き上げる）とともに、それを財源として、甘味資源作物の生産者と国内産糖の製造業者に交付金を交付する（国産の砂糖の価格を引き下げる）ことで、砂糖の内外価格差を調整している。 ○ しかし、ＴＰＰを契機とした加糖調製品の輸入量の増加に伴い、 ① 国産の砂糖の需要が減少することにより、輸入に係る粗糖の輸入量が減少することで、輸入に係る粗糖から徴収する調整金水準の引上げが必要となる ② ①に伴い、国内産糖と輸入に係る粗糖の価格がともに上昇し、国産の砂糖の価格が上昇することにより、加糖調製品との価格条件の更なる悪化を招く ③ ②に伴い、加糖調製品の更なる輸入量の増加を招くという悪循環に陥り、結果として糖価調整制度の安定運営が困難になり、甘味資源作物の再生産と国内産糖の安定供給に支障をきたすおそれがある。 ○ 今回の制度改正によって、輸入加糖調製品から徴収した調整金により、輸入に係る粗糖の調整金負担を引き下げること、両者の価格差を縮減させ、糖価調整制度の安定運営を通じた甘味資源作物の再生産確保と国内産糖の安定供給に資するとともに、砂糖の製品価格の引下げが可能となる。		【代替案】 ○ 左記と同様。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)		【本案】 ○ 輸入申告者等と機構の加糖調製品売買に要する費用等が発生するが、甘味資源作物の再生産確保と国内産糖の安定供給、及び砂糖の製品価格の引下げという便益が発生する。 ○ 費用について、機構の業務内容について質的な変更が生じるものではないことから、業務の効率化によって対応が可能と	

	考えられるところであり、生産者や精製糖企業にとって多大な便益をもたらすものであることから、費用を便益が上回ると考えられる。 ○ また、行政費用として、新たな調整金単価の設定に係る事務費用等が必要となるが、これにより、砂糖の製品価格が引き下げられることで、我が国全体の産業振興という国益の拡大が図られるものである。 【代替案】 ○ 便益は本案と同様である一方で、これまで輸入糖等からの調整金の徴収を実施しているため十分なノウハウやシステムを持つ機構ではなく、そうした業務を担ってこなかった国が売買を行うことにより、売買業務の実施に向けた新たなガイドライン作成や、新たなシステムの構築・導入等が必要となり、本案に比べ追加費用が発生する。 ○ 輸入糖等に係る制度運営業務と、加糖調製品に係る制度運営業務が、機構と国で分断して実施されることにより、制度運営業務全体として非効率となる。 以上により、得られる便益に対して本案の方がよりコストを低く抑えることが可能である。
有識者の見解その他関連事項	「総合的なＴＰＰ関連政策大綱（平成27年11月25日ＴＰＰ総合対策本部決定）」において、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする」としている。
レビューを行う時期又は条件	改正後の法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
備考	